

株式会社吉岡組 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用整備を行うため次のように、社員全員で働き方の見直しを行います。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間

2. 内 容

目標1 労働者の働き方の見直しをする

- a. 所定外労働時間削減の為、毎月第2金曜日を「ノー残業デー」とする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和7年4月～ 所定外労働時間の現状を把握

令和7年5月～ 社内検討開始

令和7年6月～ 制度の実施

目標2 社員の仕事と家庭生活の調和を図り働きやすい環境を整備する

- a. 年次有給休暇取得の促進のため、年間有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況について現状の把握

令和7年5月～ 社内検討開始

令和7年6月～ 有給休暇取得予定表の提示や、取得促進の為の
取組の開始

目標3 若年者に対する雇用制度を推進する

- a. 若年者のトライアル雇用（ハローワークから紹介された労働者を短期間、試験的に雇用する）制度を導入する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和7年4月～ 制度内容の検討

令和7年5月 制度の周知及び実施